



栃木県公報

令和5(2023)年
12月8日(金)
号外
第58号

目次

公安委員会

○栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 1

公安委員会

栃木県公安委員会規則第10号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月8日

栃木県公安委員会委員長 蓬田勝美

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和39年栃木県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第5（第3条、第6条関係）交通部長専決事項		別表第5（第3条、第6条関係）交通部長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
1 道路交通法第15条の5第1項の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査	要	1～6 略	
2 道路交通法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示	要		
3～8 略			
9 道路交通法第75条の12第2項の規定による特定自動運行許可申請書の受理			
10 道路交通法第75条の13第1項（同法第75条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定自動運行計画の審査			
11 道路交通法第75条の15第1項（同法第75条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定自動運行の許可の条件の付与			
12 道路交通法第75条の15第2項（同法第75条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定自動運行の許可の条件の変更又は新たな条件の付			

与	
13 <u>道路交通法第75条の17の規定による公示</u>	
14 <u>道路交通法第75条の25第1項の規定による特定自動運行実施者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査</u>	要
15 <u>道路交通法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示</u>	要
16 <u>行政手続法第18条第1項又は第2項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第13条第1項第1号イ（道路交通法第75条の27第1項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</u>	
17 <u>行政手続法第19条第1項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第13条第1項第1号イ（道路交通法第75条の27第1項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</u>	要
18 <u>行政手続法第20条第6項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第13条第1項第1号イ（道路交通法第75条の27第1項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</u>	
19 <u>聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条第1項の規定による聴聞の期日又は場所の変更（行政手続法第13条第1項第1号イ（道路交通法第75条の27第1項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</u>	
20 <u>道路交通法第75条の27第3項の規定による特定自動運行の許可の取消しの公示</u>	
21 <u>道路交通法第75条の28第3項の規定による報告の受理</u>	要
22 <u>道路交通法第75条の29の規定による国家公安委員会に対する報告</u>	
23 <u>道路交通法施行規則第9条の38第4項の規定による許可証の返納の受理の公示</u>	

24～51 略

別表第11（第3条、第6条関係）人身安全少年課長専決事項

事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
1 少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第8条の規定による少年指導委員の解嘱をしようとする際の弁明の機会の付与及びその通知	略
2～15 略	

別表第14（第3条、第6条関係）交通企画課長専決事項

事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
1 <u>道路交通法第15条の3第1項の規定による遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出又は届出事項の変更届出の受理</u>	要
2 <u>道路交通法第15条の3第3項の規定による届出番号等の通知</u>	
3 <u>行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与（道路交通法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示、同法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示、同法第75条の27第1項の規定による効力の停止の処分及び同法第108条の3の5の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令に係るものに限る。）</u>	
4 <u>行政手続法第30条の規定による弁明の機会の付与の通知（同法第13条第1項第2号（道路交通法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示、同法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示、同法第75条の27第1項の規定による効力の停止の処分及び同法第108条の3の5の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令に係るものに限る。）の規定による弁明の機会の付与に係るものに限る。）</u>	

7～34 略

別表第11（第3条、第6条関係）人身安全少年課長専決事項

事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
1 少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第9条の規定による少年指導委員の解嘱をしようとする際の弁明の機会の付与及びその通知	略
2～15 略	

別表第14（第3条、第6条関係）交通企画課長専決事項

事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告

<u>5 道路交通法施行規則第9条の19第1項の規定による特定自動運行の許可証の交付</u>	
<u>6 道路交通法施行規則第9条の19第2項の規定による特定自動運行の許可証の再交付</u>	
<u>7 道路交通法施行規則第9条の21第2項（同法第9条の23第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定自動運行許可申請者に対する資料の提出の要求</u>	
<u>8 道路交通法第75条の13第2項（同法第75条の16第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</u>	
<u>9 道路交通法施行規則第9条の22（同法第9条の23第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</u>	
<u>10 道路交通法施行規則第9条の23第3項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の通知並びに許可証の返納の処理及び再交付</u>	
<u>11 道路交通法第75条の16第3項の規定による届出の受理</u>	
<u>12 道路交通法第75条の16第4項の規定による届出の受理</u>	
<u>13 道路交通法施行規則第9条の25第3項の規定による特定自動運行の許可証の書換え</u>	
<u>14 道路交通法第75条の25第4項の規定による照会又は協力要求</u>	
<u>15 道路交通法第75条の26第2項（同法第75条の27第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</u>	
<u>16 行政手続法第15条第1項又は第3項の規定による聴聞の通知（同法第13条第1項第1号イ（道路交通法第75条の27第1項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</u>	
<u>17 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条第2項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理（行政手続法第13条第1項第1号イ（道路交通法第75条の27第1項の規定に</u>	

<p><u>よる取消しの処分に係るものに限る。)</u>の聴聞に係るものに限る。)</p>			
<p>18 <u>聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条第3項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知(行政手続法第13条第1項第1号イ(道路交通法第75条の27第1項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))の聴聞に係るものに限る。)</u></p>			
<p>19 <u>聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第10条第1項の規定による文書閲覧請求書の受理(行政手続法第13条第1項第1号イ(道路交通法第75条の27第1項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))の聴聞に係るものに限る。)</u></p>			
<p>20 <u>聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第10条第2項の規定による閲覧の日時及び場所の通知(行政手続法第13条第1項第1号イ(道路交通法第75条の27第1項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))の聴聞に係るものに限る。)</u></p>			
<p>21 <u>聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第12条第1項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示(行政手続法第13条第1項第1号イ(道路交通法第75条の27第1項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))の聴聞に係るものに限る。)</u></p>			
<p>22 <u>道路交通法施行規則第9条の33の規定による特定自動運行の許可の取消し又は効力の停止の通知</u></p>			
<p>23 <u>道路交通法施行規則第9条の38第1項又は第3項の規定による特定自動運行の許可証の返納の処理</u></p>			
<p>24 略</p>		<p>1 略</p>	
<p>25 <u>道路交通法第108条の2第1項第15号の規定による特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習</u></p>	<p>要</p>		
<p>26 <u>道路交通法第108条の2第1項第16号の規定による自転車の運</u></p>	<p>略</p>	<p>2 <u>道路交通法第108条の2第1項第15号の規定による自転車の運</u></p>	<p>略</p>

転による交通の危険を防止するための講習 27 道路交通法第108条の3の5第1項の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令 28 道路交通法第108条の3の5第2項の規定による自転車運転者講習の受講命令 29 道路交通法第108条の3の6の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告 30～36 略	要 略	転による交通の危険を防止するための講習 3 道路交通法第108条の3の5____の規定による自転車運転者講習の受講命令 4 道路交通法第108条の3の6の規定による自転車運転者講習____の受講命令等の報告 5 行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与（道路交通法第108条の3の4の規定により自転車運転者講習の受講を命ずる場合に限る。） 6～12 略	略 略
別表第16 （第3条、第6条関係）交通規制課長専決事項		別表第16 （第3条、第6条関係）交通規制課長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定 1～8 略 9 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項____の規定による緊急輸送車両であることの確認並びに同条第3項の規定による____標章及び証明書の交付 10 災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認並びに同条第3項の規定による標章及び証明書の交付 11～14 略	公安委員会への報告 略 略	事務内容及び根拠（関係）規定 1～8 略 9 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項及び第2項の規定による緊急輸送車両であることの確認並びに緊急輸送車両の使用____者に対する標章及び証明書の交付 10 災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認並びに同条第2項の規定による標章及び証明書の交付 11～14 略	公安委員会への報告 略 略
別表第17 （第3条、第6条関係）運転免許管理課長専決事項		別表第17 （第3条、第6条関係）運転免許管理課長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定 1～65 略 66 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条第1項の規定による聴聞の期日又は場所の変更及び同条第3項の規定による変更の通知 67～114 略	公安委員会への報告 略	事務内容及び根拠（関係）規定 1～65 略 66 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第9条第1項の規定による聴聞の期日又は場所の変更及び同条第2項の規定による変更の通知 67～114 略	公安委員会への報告 略

115 道路交通法施行規則第38条第18項の規定による大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書、原付講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書及び高齢者講習終了証明書の交付

115 道路交通法施行規則第38条第17項の規定による大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書、原付講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書及び高齢者講習終了証明書の交付

116~129 略

116~129 略

別表第18(第4条、第6条関係)警察署長専決事項

別表第18(第4条、第6条関係)警察署長専決事項

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
1~164 略	
165 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項_____の規定による緊急輸送車両であることの確認並びに同条第3項の規定による_____標章及び証明書の交付	略
166 災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認並びに同条第3項の規定による標章及び証明書の交付	略
167~186 略	

事務内容及び根拠(関係)規定	公安委員会への報告
1~164 略	
165 大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項及び第2項の規定による緊急輸送車両であることの確認並びに緊急輸送車両の使用者に対する標章及び証明書の交付	略
166 災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認並びに同条第2項の規定による標章及び証明書の交付	略
167~186 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。